

環 生 第 18-3-16 号
平 成 30 年 6 月 19 日

株式会社新津商店
代表取締役 新津 忠直 様

三重県環境生活部廃棄物対策局長
(公 印 省 略)

産業廃棄物収集運搬業許可証の交付について

平成30年 4月18日付けの産業廃棄物収集運搬業許可申請（更新）について平成30年 6月
19日付け第02400141710号で許可しましたので、許可証を交付します。

事務担当：三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課
廃棄物規制・審査班

山根

電話 059-224-2475

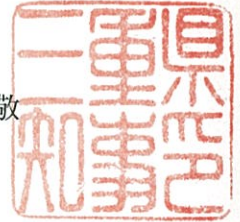
FAX 059-222-8136

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県弥富市楠一丁目28番地
氏名 株式会社新津商店
代表取締役 新津 忠直

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成30年 6月19日
許可の有効年月日 平成35年 5月20日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上8種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 5月21日 新規許可

平成25年 7月 9日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無